

「コロナ感染拡大の第9波への対応についての緊急申し入れ」(9月15日)

== 申し入れ事項と県の回答 ==

2023年10月5日

健康医療局医療局総務室企画調整グループ

1. 新型コロナウイルスの感染拡大の状況や医療現場の実態などについて、科学的で正確な情報発信を積極的に行い、公共交通機関や飲食業者等に対し、換気や消毒など感染予防策を講じることを含め、広く県民に注意喚起を行うこと。

【健康医療局】

県では、新型コロナの患者発生動向を把握するため、定点医療機関による患者の定点観測を行っており、その結果を県衛生研究所の週報、県ホームページ、SNS等により、県民に情報提供を行っています。また、入院患者数の動向も、県ホームページで情報提供を行っています。

定点患者数および入院患者数については、前週との比較を行いながら、注意喚起を行っています。併せて、県ホームページでは、基本的な感染対策として、場面に応じたマスクの着用、手洗いの励行、換気などを呼び掛けています。

2. 医療機関の患者受け入れや相互連携が円滑に行われるよう、自治体による入院調整や救急搬送調整など、サポートの継続を行うこと。また、重度障がい者など入院先の確保が難しい患者は、県立病院で最大限受け入れること。

【健康医療局】

新型コロナウイルス感染症患者のうち、入院が必要な患者の入院調整については、県立病院も含め、原則、医療機関同士の調整により行うこととしております。

なお、医療機関同士による調整が困難な場合や、緊急性の高い患者の受入れ調整においては、令和5年7月1日から、県救急医療中央情報センターによる対応を可能としており、今後も継続してまいります。

3. 9月末までとされている病床確保料の補助を10月以降も縮小せず実施するよう、国に求めること。国が実施しない場合でも、県として実施すること。

【健康医療局】

県では、5類移行後から、病床確保料によらない形で入院患者の受入れを進めるため、確保料の対象範囲を重症・中等症Ⅱに重点化する一方で、軽症や中等症Ⅰなどの患者については、幅広い医療機関に、確保料によらない病床での受入れを行っていただくようお願いしてきました。その結果、本県では、入院患者の約3分の2は、病床確保料によらない病床で、受入れをいただいています。10月以降は、病床確保料の対象期間、病床数が限定されることとなりますが、すでに多くの医療機関で入院患者を受け入れていただいておりますので、病床の確保に支障が出ることはないと考えます。そのため、現時点で、国に対して要望することは考えておりません。

4. コロナの治療薬と入院費用の公費負担を10月以降も縮小せず実施するよう、国に求めること。国が実施しない場合でも、県として実施すること。

保険診療で検査を受ける際の患者負担分の公費負担と、感染不安のある方への無料のPCR検査を再開すること。

【健康医療局】

令和5年9月15日付け厚労省事務連絡により、コロナ治療薬と入院に係る費用の公費負担については、他の疾病との公平性の観点も踏まえ、入院医療費については減額幅の縮小、また、治療薬については自己負担割合に応じた一定の自己負担を求める方針が示されました。

県においても、国の方針に基づき対応していきます。コロナ治療薬の公費負担については、国の決定により他の疾患との公平性の観点も踏まえ、一定の自己負担を求めつつ公費

による支援を継続します。また、入院医療費についても同様に、高額療養費制度の自己負担限度額から減額幅を見直して、公費による支援を継続します。また、検査については、県は以前から抗原検査キットを家庭に常備し、セルフテストを行うよう推奨していることから、県の独自事業として、検査の患者負担分の公費支援と無料のPCR検査は行いません。

**5. 高齢者の宿泊療養施設を10月以降も継続するとともに、障がい者等要配慮者にも対象を拡大すること。**

**【福祉子どもみらい局・健康医療局】**

県では、これまで新型コロナでの入院を必要としない65歳以上の高齢者に対応するため、県立さがみ緑風園内に高齢者コロナ短期入所施設を設置していましたが、10月以降については、高齢者等の療養のための宿泊療養施設に対する公費支援は終了する方針が国から示されました。高齢者コロナ短期入所施設の利用状況については、5類移行後の5月8日以降、感染拡大傾向にあわせて入所者数の微増がみられた一方、要介護度の高い入所者は減少していることから、当該施設の果たす役割は終えたものと判断し、9月30日をもって運営を終了しました。なお、ケア付き宿泊療養施設は、令和5年3月17日付け国コロナ本部事務連絡で、5類移行後は高齢者や妊婦を対象とする宿泊施設のみ継続となったため、障がい者は令和5年5月8日以降対象外となっており、今後対象を拡大する予定はありません。

**6. 感染拡大の影響を受けて事業実施が困難な、子育て・障がい者・介護事業所への助言や運営に対する支援を行い、減収に対しては財政支援を行うこと。また、これらの事業者の感染予防対策の諸費用に対し、支援を行うこと。**

**【福祉子どもみらい局・健康医療局】**

保育所等や放課後児童クラブにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響により市町村の判断等で臨時休業する場合、もともと開所の予定があったものについては、開所していたものとして運営費等を補助しています。また、施設の職員や利用者について、新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者が発生した場合に、職員確保に係る費用や職場環境の復旧・環境整備等に係る費用等、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費を補助しています。児童養護施設等に対しては、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、施設等の入所児童等のための衛生用品の購入に要する経費や、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費等を補助しています。障害福祉施設等に対しては、5類移行後も、陽性者が発生した場合、管轄する保健福祉事務所が助言や支援を行っています。また、感染防止対策の物資は、希望する施設等に対して令和5年3月末に配布済みです。介護事業所に対しては、感染拡大防止のための研修などの支援を行っています。減収に対する補填は困難ですが、感染者が発生した場合のかかりまし経費や、感染拡大防止のための施設のゾーニング環境整備に要する費用等に対して補助を行っています。

**7. 医療・介護・福祉事業所における定期的なPCR検査を実施すること。**

**【福祉子どもみらい局・健康医療局】**

県は以前から抗原検査キットを常備し、セルフテストを行うよう推奨していることから、定期的なPCR検査の実施については検討しておりません。

**8. コロナ後遺症の理解促進や、相談・治療体制の強化、生活支援・経済的支援を本格的に強化すること。**

**【健康医療局】**

現在、県内では500を超える医療機関が罹患後症状いわゆる後遺症の患者に対応いただいており、また、必要に応じて、より専門的な医療機関を紹介する仕組みを構築しています。今後は、医療機関への調査や、LINEコロナ対策パーソナルサポートを活用したアンケートを行い、その結果を県のホームページで分かりやすく公表することで、適切な受診を促すだけでなく、周囲の方々の理解にもつなげていけるよう努めていきます。